

通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の減免に関する審査基準の制定（案）について

1 趣 旨

平成27年度金沢市議会 9 月定例会月議会において金沢市手数料条例を改正し、マイナンバーをお知らせする通知カードの再交付手数料を500円、個人番号カードの再交付手数料を800円とそれぞれ定めました。

一方で、これらの再交付がやむを得ないと認められ、手数料を減免することが適当である場合が想定されます。このため、金沢市では、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の減免に関する審査基準を制定するものです。

2 制定内容（審査基準）

通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について、再交付がやむを得ないと認められる次の場合は、手数料を免除します。

- (1) 市町村又は地方公共団体情報システム機構のミスにより通知カード若しくは個人番号カードが紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合の再交付
- (2) 通知カード又は個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付
- (3) 通知カード又は個人番号カード返納後の再交付（次の事項に該当する場合に限る。）
 - ・ 個人番号又は住民票コード変更による返納後の再交付
 - ・ 市町村又は地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付後の再交付
 - ・ 国外転出による返納後の再交付

3 施行期日

- (1) 通知カード：平成27年10月5日（予定）
- (2) 個人番号カード：平成28年1月1日（予定）